

# 『教育実践学研究』査読要領

本要領は、『教育実践学研究』への投稿論文（原著論文、実践論文、資料論文、総説・展望論文）の査読について編集委員会、査読担当者、および著者の役割を定めたものである。なお、2025年度から新設された「実践ノート」の閲読については、別途定める。

## 1. 論文の受理

編集委員会は学会ホームページ上の投稿システムで論文を受け付けた後、投稿論文が投稿規程や原稿執筆要項を満たしているか、査読者用原稿に著者が特定できるような情報がないか、必要書類不備はないかについて等のチェックを行う。

このチェックを通過しない場合は著者に直ちに返却される。この業務に関しては編集事務局が代行することがある。通過した場合は、編集事務局が論文番号を付して受理の通知を著者に送る。

## 2. 査読担当者の決定

編集委員会は、投稿論文ごとに「査読担当者（略称：担当者）」3名を決定する。その内の1名を「責任者」、他の2名を「査読者」と呼ぶ。

担当者の決定においては、著者と同じ組織に属している、あるいは直接指導しているなどの関係ないようにする。また、査読は著者と担当者が相互に匿名で行うものとする。

なお、査読者が査読依頼を受託できない場合は、同様の手続きで次候補に依頼する。

責任者は編集委員の中から選出する。ただし、適切な責任者が見あたらない場合は編集委員に限らず学会員の中から選出し、依頼することもある。

査読者は、著者が投稿時に提出する投稿票の分野・キーワードに基づき、編集委員会で適切な候補を挙げて依頼する。原則として学会員の中から選出するが、学会員以外の専門家に依頼することもある。

## 3. 査読結果の報告

査読候補者が査読依頼を受託した場合には、編集事務局は、査読者用原稿1部と査読報告用紙一式を送付する。その後、査読者は3週間程度で査読結果を編集事務局に報告する。

査読者は次の1つに判定し、付随意見（査読コメント）を添えて、「査読報告書」を作成する。

- 1 掲載可 投稿論文のままで掲載してよい。
- 2 条件付掲載可 若干の修正を求めた上で掲載する。
- 3 修正後再審査 著者に修正を求めた上で再審査する。
- 4 掲載不可 本学会の論文として掲載できない。

#### 4. 査読の指針

査読に当たっては、以下の点を考慮する。

- (1) 教育実践研究の論文として内容が一定の水準に達しているか、教育実践研究は広範領域に及んでいることから、特定の立場ではなく広い視点で評価する。
- (2) 原著論文の場合、オリジナリティがあるか、新規で重要な内容が提示されているか、関連研究との比較が十分されているか。
- (3) 実践論文の場合、教育実践の改善と具体的な提言があるか、実践研究の結論が明解か、実践結果が読者に有用であるか。
- (4) 資料論文の場合、類似の資料との差が議論されているか、その資料を読者が読んでさらなる研究の発展を遂げると判断されるほど、精緻で有用なものか。
- (5) 総説・展望論文の場合、関連事項は十分網羅されているか、バランスの取れた視点から議論や評価がなされているか、新しいまたは有効な理論・仮説・方法論・政策等が提案されているか。
- (6) 内容上誤りや脱落がないか、不要・冗長な箇所がないか。
- (7) 読者が広い分野にわたっていることを考慮した記述となっているか。  
これらに関して重大な不備・不適切な点があり、妥当な修正が見込めないと判断した場合には、それについて付記した上、掲載不可と判定する。

#### 5. 判定意見書の作成

編集事務局は査読者から送られてきた査読報告書を責任者に送付する。責任者は査読報告書をもとに1週間程度で総合判定を行い、編集委員会に「判定意見書」を提出する。判定意見書には、査読コメントの内容を記述するが、それらの間に不整合が生じて著者を混乱させることのないよう調整する。

査読者が2名とも「掲載不可」と判定した場合には、当該論文は掲載不可とする。責任者は、その旨判定意見書に記載する。

なお、査読は3回まで（修正後の再査読は2回以内）とするので、3回目の査読の後の総合判定では、「修正後再審査」にはせず、「掲載可」「条件付掲載可」「掲載不可」のいずれかにする。

#### 6. 最終判定と査読結果通知

編集委員会は、判定意見書をもとに審議し、最終的な判定を行う。責任者は、編集委員会の審議内容に沿って、必要な場合には判定意見書を修正して著者への「査読結果通知書」を作成し、編集事務局を通じて著者に送付する。

「条件付掲載可」となった論文は、条件が満たされたかどうかを責任者が判断し、編集委員会に報告する。その際、必要に応じて査読者にも意見を問い合わせることがある。な

お、もし条件が満たされなかった場合は、責任者が編集委員会に経過を報告して再審議する。

## 7. 再査読と著者との連絡等

「修正後再審査」となった論文について、著者は1か月以内に修正して再投稿するものとする。著者からの申し出がなくこの期間を過ぎた場合には、投稿を取り下げたものみなされる。

再投稿された論文は、直ちに当該の査読者に再査読を依頼する。なお、その前の査読結果で、「掲載可」または「掲載不可」という判定をした査読者には、原則として当該論文の再査読は依頼しない。

著者は編集事務局に問い合わせや取り下げの連絡を行うことができるが、責任者や査読者と直接連絡を取ることはできない。

## 8. 編集委員が著者である論文の審査

編集委員会において、編集委員が著者として加わっている論文に関する審議は、当該委員が臨時退席したうえで行うものとする。また、担当者が誰になったかの情報は著者である委員に伝わらないよう、議事録の記載等で匿名化するなど配慮する。

【附則】本要領は、2025年度における査読から適用する。

1998年11月15日 編集委員会承認

1999年4月14日 改訂

1999年11月14日 改訂

2001年11月11日 改訂

2004年11月21日 改訂

2012年11月3日 改訂

2013年5月19日 改訂

2025年5月10日 改訂